

第136号議案

出島メッセ長崎条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 改正の経緯・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 駐車場の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ～ 5
3 改正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	7

文化観光部
令和7年9月

1 改正の経緯・目的

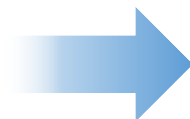
全庁的な使用料見直しの中、出島メッセ長崎の利用料金の設定については、PFI事業契約を締結し、完全独立採算で運営されているため、施設の特性に応じて個別事由による算定を行う。

(1) 出島メッセ長崎（ホール及び会議室等）の利用料金

基本的な 考え方

独立採算での維持管理・運営が可能な収益を確保でき、かつ、九州内の他都市のMICE施設と比較して競争力のある料金設定

- ・独立採算での維持管理・運営が可能な収益を確保
- ・他都市のMICE施設における料金改定なし



現行料金を維持

(2) 出島メッセ長崎の駐車場の利用料金

基本的な 考え方

- ①一般の駐車場利用者の駐車を抑制し、MICE施設利用者の利便性向上を図る
②長崎駅西通り線など周辺交通の混雑を起こさない ③民業圧迫とならない



休日料金に、平日同様の最大料金（上限額）を設けることで、利用者の利便性向上を図る。

2 駐車場の概況

(1) 出島メッセ長崎の駐車場の概要（駐車台数、料金など）

- ア 営業時間 年中無休24時間営業
- イ 駐車台数 300台
(民間収益施設専用駐車スペースを除く)
- ウ 運 営 PFI事業者（指定管理者）による運営
- エ 利用料金

		条例基準額	運用額
平日	最初の1時間まで	600円	300円
	その後20分までごと	200円	100円
	1日あたりの最大料金	2,000円	1,000円
休日	最初の1時間まで	600円	300円
	その後20分までごと	200円	100円
	1日あたりの最大料金	なし	なし
特定日	最初の1時間まで	600円	300円
	その後20分までごと	200円	100円
	1日あたりの最大料金	なし	なし

- ・平日：休日及び特定日以外の日
- ・休日：日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・特定日：指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める日

休日に
上限額を
設定したい



出島メッセ長崎の駐車場

2 駐車場の概況

(2) 出島メッセ長崎の駐車場の現況

- ホール及び会議室の稼働率は平日よりも休日の方が高い一方で、駐車場の稼働率は平日よりも休日の方が低くなっている。

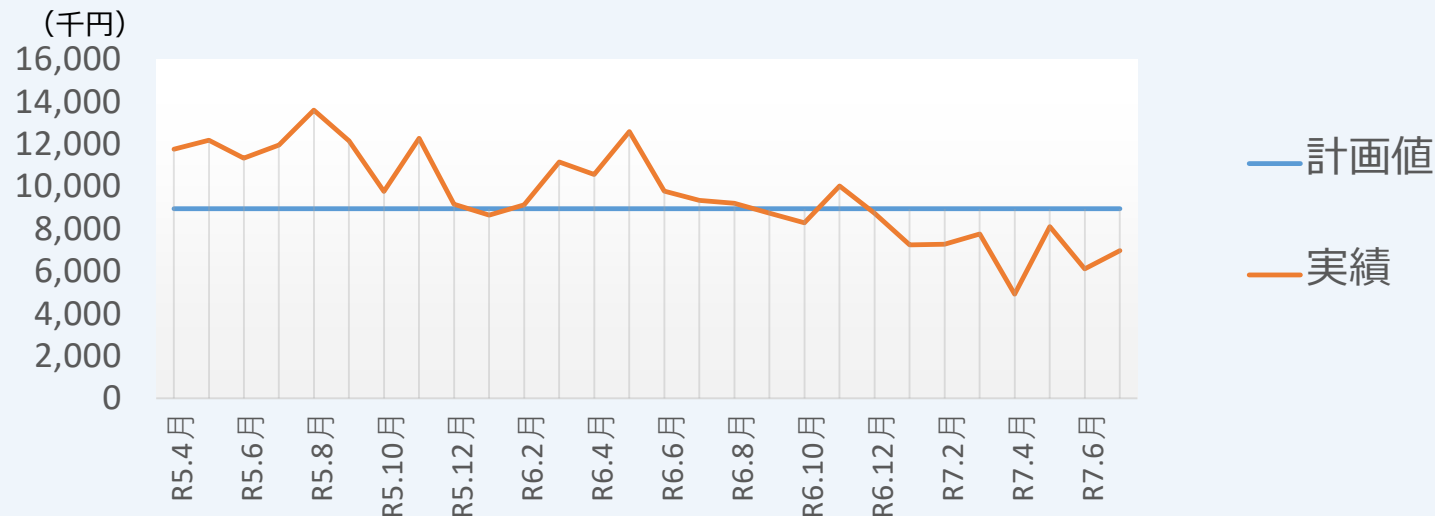
	ホール及び 会議室の稼働率	駐車場の 稼働率
平日	49.2%	45.3%
休日	56.7%	25.7%

- 平日の利用者の6割弱が利用料金の上限1,000円（3時間20分以上）を利用している一方で、休日では、利用料金300円（1時間）の利用が中心で、短時間の利用者が多い。

利用者のニーズに対応できておらず、需要を取り逃がしている。

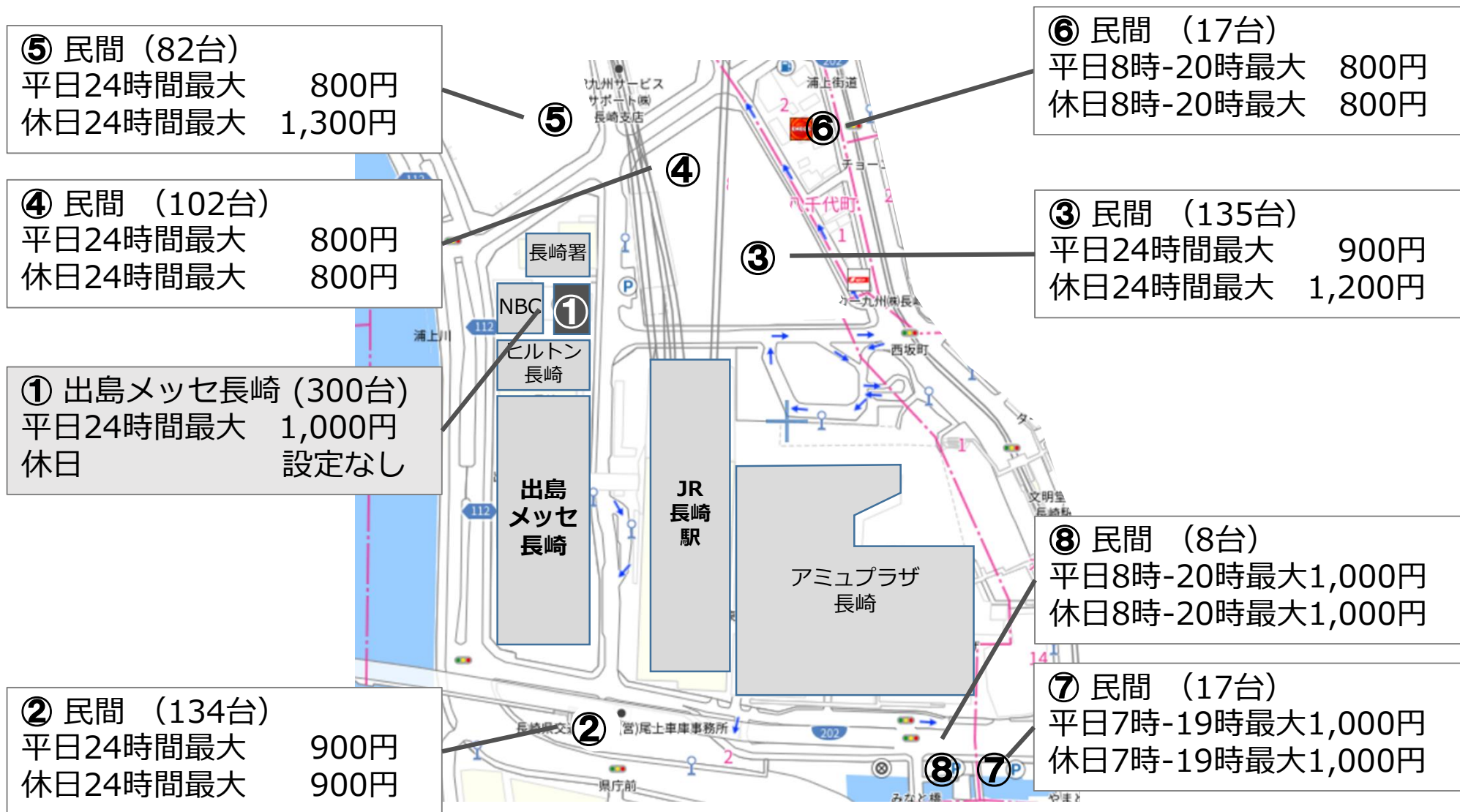
- 駅周辺駐車場の整備が進み、出島メッセ長崎の駐車場の利用料金収入は令和6年12月以降は計画値を下回る状況が続いている。

【利用料金収入の推移】



2 駐車場の概況

(3) 駅周辺駐車場の現況（最大料金（上限額）がある駐車場）



3 改正の内容

(1) 変更点

→ 休日料金に、平日同様の最大料金（上限額）を設ける。

現行

種別 車種	通常の駐車料金（入出庫 1 回につき）				定期駐車料金 (1月につき)
	平日		休日又は特定日		
	最初の 1時間まで	その後20分 までごと	最初の 1時間まで	その後20分 までごと	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	600円	200円	600円	200円	27,000円
	1日(午前0時から午後12時までをいう。)当 たりの金額は2,000円を上限とする。		※上限額なし		

改正案

種別 車種	通常の駐車料金（入出庫 1 回につき）				定期駐車料金 (1月につき)
	平日 又は休日		特定日		
	最初の 1時間まで	その後20分 までごと	最初の 1時間まで	その後20分 までごと	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	600円	200円	600円	200円	27,000円
	1日（午前0時から午後12時までをいう。） 当たりの金額は2,000円を上限とする。		※上限額なし		

(2) 施行期日

令和7年10月4日（土） ※10月最初の休日

本改正は実質的な料金の引き下げとなり、利用者の不利益とならないことから、周知期間は不要であるため、9月議会承認後、準備に必要な期間を考慮し速やかに施行するもの。

4 新旧対照表

出島メッセ長崎条例

改正後

第 1 条から第 1 8 条まで [略]
附 則 [略]
附 則
(施行期日)
1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 4 日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の出島メッセ長崎条例の規定は、この条例の施行の日
以後の入庫に係る駐車場の利用について適用し、同日前の入庫
に係る駐車場の利用については、なお従前の例による。
別表第 1 (第 6 条、第 7 条関係) [略]
別表第 2 (第 7 条関係)

種別 車種	通常の駐車料金 (入出庫 1 回につき)				定期駐車 料金 (1 月につ き)
	平日又は休日		特定日		
	最初の 1 時間 まで	その後 2 0 分 までごと	最初の 1 時間 まで	その後 2 0 分 までごと	
普通自 動車小 型自動 車軽自 動車	6 0 0 円	2 0 0 円	6 0 0 円	2 0 0 円	27,000 円
	1 日 (午前 0 時から午 後 1 2 時までをい う。) 当たりの金額は、 2,000 円を上限とする。				

備考 [略]

改正前

第 1 条から第 1 8 条まで [略]
附 則 [略]

<